

水道管路図等の閲覧及び写しの交付に関する事務取扱要綱

平成28年9月1日

制 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道管路図等の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「水道管路図等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 平面配管図
- (2) 工事完成図
- (3) 工事管理図
- (4) 施工写真
- (5) 給水装置工事申込書

(閲覧の方法)

第3条 水道管路図等の閲覧は、水道管路情報管理システム（以下「システム」という。）のモニター又は図面等の写しにより行う。

(写しの交付の方法)

第4条 水道管路図等の写しは、文書又は図面にあつては鳥取市水道局（以下「局」という）に備え付けの複写機による複写により作成し、システムの端末から出力する電磁的記録にあつては局に備え付けの機械的装置による紙上への出力により作成し、交付する。

2 水道管路図等の写しの作成に係る用紙サイズは、次のいずれかとする。

- (1) 日本産業規格A列1番
- (2) 日本産業規格A列2番
- (3) 日本産業規格A列3番
- (4) 日本産業規格A列4番

3 水道管路図等の写しの作成は、モノクローム印刷、カラー印刷及びカラー写真印刷とする。ただし、前項第1号及び第2号は、モノクローム印刷に限る。

(閲覧等の申込み)

第5条 給水装置の設計、施工等のため給水装置工事申込書の閲覧又は写しの交付を受けようとする者は、給水装置工事申込書閲覧・写しの交付願（様式）（同意書に所有者又は使用者の記載等がない場合は、それに代わるものの提出又は提示が必要）により、次の各号に掲げる地域に応じて、それぞれ当該各号に定める担当課又は担当事務所（以下「担当課等」という。）の執務室において申込みを行うものとする。

- (1) 鳥取・国府・福部地域 給水維持課
- (2) 河原・用瀬・佐治地域 南地域水道事務所
- (3) 気高・鹿野・青谷地域 西地域水道事務所

- 2 平面配管図、工事完成図又は工事管理図の閲覧若しくは写しの交付を受けようとする者は、前項各号に定める地域の担当課等に口頭で申込みを行うものとする。

(閲覧等の受付日及び受付時間)

第6条 閲覧等の受付日及び受付時間は、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に定める日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は閲覧等の受付日及び受付時間を変更することができる。

(閲覧等の費用)

第7条 水道管路図等の閲覧は、無償とする。

- 2 水道管路図等の写しの交付に係る費用は、別表に掲げる金額とする。ただし、当該給水装置の所有者又は使用者が給水装置工事申込書の写しの交付を申し込む場合又は漏水調査を目的とする場合は免除とする。
- 3 前項に定める費用は、水道管路図等の写しを交付する際これを徴収する。ただし、管理者が認める場合については、必要に応じて後納とすることができる。
- 4 第2項に定める費用は、国又は地方公共団体において公用又は公共用として使用する場合は免除とする。

(同意事項)

第8条 閲覧等の申込者は、次に掲げる事項について同意したうえで、閲覧等の申込みを行うものとする。

- (1) 水道管路図等の写しを外部へ配布するなど、みだりに公表しないこと。
- (2) 水道管路図等の写しを目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 水道管路図等に記録されている情報（以下「記録情報」という。）は現地の状況と異なる場合があること。この場合において、閲覧等の申込者に損害が生ずることがあっても、管理者はその責めを一切負わない。
- (4) 水道管路図等の閲覧等にあたっては、カメラ、その他の機器により水道管路図等を撮影してはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。
(鳥取市水道局が保有する給水装置工事申込書の写しの交付にかかる費用等に関する要綱の廃止)
- 2 鳥取市水道局が保有する給水装置工事申込書の写しの交付にかかる費用等に関する要綱（平成27年2月27日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月3日から施行し、改正後の水道管路図等の閲覧及び写しの交付に関する事務取扱要綱の規定は、令和元年7月1日から適用する。

別表（第7条関係）

水道管路図等の写しの作成の方法		金額
日本産業規格A列1番	モノクローム印刷	1枚につき400円
日本産業規格A列2番	モノクローム印刷	1枚につき200円
日本産業規格A列3番	モノクローム印刷	1枚につき100円
	カラー印刷	1枚につき120円
	カラー写真印刷	1枚につき140円
日本産業規格A列4番	モノクローム印刷	1枚につき50円
	カラー印刷	1枚につき60円
	カラー写真印刷	1枚につき70円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図面及び用紙の両面に出力された電磁的記録については、片面を1枚として算定する。
- 2 水道管路図等の写しの送付については、送付に要する額の実費を徴収する。
- 3 金額については、消費税及び地方消費税を含む。

給水装置工事申込書閲覧・写しの交付願

年 月 日

鳥取市水道事業管理者 様

申込者(来局者)

住 所

会 社 名

印

電 話 番 号

氏 名

印

申込みにあたっては、確認事項を厳守します。

確認事項

- 私は、提供を受けた個人情報を下記「閲覧・写しの交付の目的」以外に使用しません。
- 私は、下記所在地の給水装置工事等に係る個人情報を適正に管理します。

給水番号	給水装置の所在地	写しの交付	白黒				カラー設計書		カラー写真		金額(精算)
			A4	A3	A2	A1	A4	A3	A4	A3	
		要・不要	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
		要・不要	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
		要・不要	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
		要・不要	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
		要・不要	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
閲覧・写しの交付の目的	1. 給水装置の設計、施工のため 2. 漏水調査のため 3. その他()										
来客者確認欄	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引主任者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者証 <input type="checkbox"/> その他()										

※給水番号が不明なもの等については、位置図を添付してください。

写しの交付	白黒				カラー設計書		カラー写真		合計
	A4	A3	A2	A1	A4	A3	A4	A3	
									円

同意書

私が所有(使用)する上記給水装置の台帳について、申込者に閲覧させ、写しを交付することに同意します。

所有者(使用者)

住 所

氏 名

印

電 話 番 号